

○「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）

改正案	現 行
<p>31-7 いわゆる敷金等のうち当該契約解除の際に返還されるもの及び差入保証金（代用有価証券を含む。）で一般の取引慣行において短期間に返却されないものは、規則第31条第7号の長期資産に属するものとする。</p>	<p>31-6 いわゆる敷金等のうち当該契約解除の際に返還されるもの及び差入保証金（代用有価証券を含む。）で一般の取引慣行において短期間に返却されないものは、規則第31条第7号の長期資産に属するものとする。</p>
<p>95の5-1-1 規則第95条の5第1項第1号の法人税、住民税及び事業税は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、<u>地方法人税、防衛特別法人税</u>、住民税、事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）をいうものとする。</p>	<p>95の5-1-1 規則第95条の5第1項第1号の法人税、住民税及び事業税は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、<u>地方法人税</u>、住民税、事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）をいうものとする。</p>
<p>95の5-4 規則第95条の5第4項の前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、<u>地方法人税、防衛特別法人税</u>、住民税、事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）の更正等による追徴税額及び還付税額をいうものとする。</p>	<p>95の5-4 規則第95条の5第4項の前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、<u>地方法人税、住民税、事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）の更正等による追徴税額及び還付税額をいうものとする。</u></p>
<p>136 規則第136条に規定する第一種中間財務諸表の作成に特有の会計処理とは、「<u>期中財務諸表に関する会計基準</u>」にいう<u>期中特有</u>の会計処理（原価差異の繰延処理及び税金費用の計算）をいうものとする。</p>	<p>136 規則第136条に規定する第一種中間財務諸表の作成に特有の会計処理とは、「<u>中間財務諸表に関する会計基準</u>」にいう<u>中間特有</u>の会計処理（原価差異の繰延処理及び税金費用の計算）をいうものとする。</p>